《 Ⅱ. 食と農とくらしを支える仲間づくり 《 Ⅲ. 持続可能な総合事業経営のための による地産地消と地域活性化への貢献》

- ◎食と農を支える仲間づくりの強化
 - ◇多様なツールによる組合員のニーズの把握と反映
 - ◇食や農業に興味を持ち応援する「農業の応援 団」の拡大
 - ◇農業者とJAグループのスクラム結成による 農業経営基盤の構築
- ◎協同活動の実践による地域活性化への取組
 - ◇組合員や女性部、地域住民等の参画による協 同活動の実践
 - ◇行政や協同組合等の多様な団体との連携
 - ◇意見を反映した総合事業の充実による組合員 の豊かな暮らしの実現
- ◎食・農・JAへの理解醸成に向けた情報発信
 - ◇地産地消や食と農およびJA事業活動の情報 発信の充実
 - ◇次世代層への多様なツールを活用したプロ モーション

経営基盤強化 》

- ◎持続可能な総合事業戦略の再構築
 - ◇地域に貢献できる「ひと」づくり
 - ◇JAグループのネットワークを活かした地域 密着型の事業展開
 - ◇社会環境に適応した経営資源(人・モノ・金)の配賦
 - ◇経営管理の高度化による事業利益の確保
- ◎経済事業の収支改善の実施
 - ◇農業関連事業の拠点別収支改善
 - ◇生活その他事業の拠点別収支改善
- ◎適正な内部統制の構築と運用
 - ◇内部統制システム実効性の向上とガバナンス強化
 - ◇固定資産投資における判断基準の明確化
 - ◇コンプライアンス意識の醸成



経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を 踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会 で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登 用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定 する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。